

別表27 訪問看護事業所一覧

[医療機関名公表基準]

指定居宅サービス事業所（訪問看護）※保険医療機関の「みなし指定事業所」を除く。

(令和6年2月1日現在)

第三次医療圏	第二次医療圏	在宅医療圏	所管保健所	訪問看護事業所	
道 南	南 渡 島	函 館 市	函 館 市		
		渡島東部	渡 島		
	南 檜 山	南 檜 山	江 差		
	北 渡 島 山 北 檜 山	北 渡 島 山 北 檜 山	八 雲		
道 央	札 幌	札 幌 市	札 幌 市	中央区	

令和6年4月以降、北海道のホームページで公表します。